

## ＜市役所での主な手続チェックリスト＞

区分	主な手続		該当	受付窓口
住民登録	3人以上の世帯の世帯主である	世帯主の変更		市民課 2階①窓口
	印鑑登録をしている	印鑑登録証の返却		
	マイナンバーカード、通知カード又は住民基本台帳カードを持っている	カードの返納 (マイナンバーを使用する各種手続終了後の返却で構いません)		
保険	国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している	被保険者証や限度額認定証等各種証の返却 葬祭費の請求		保険年金課 2階②窓口
		通知書の送付先変更		
年金	国民年金に加入している	死亡一時金・遺族年金等のご案内 ※請求には条件があります。手続は府中年金事務所です。		
	国民年金を受給している	未支給年金のご案内 ※手続は府中年金事務所です。		
介護保険	65歳以上又は介護認定を受けている	被保険者証・負担割合証等各種証の返却		
		通知書の送付先変更		
高齢者サービス	おむつ支給・老人福祉センター・入浴券・理美容サービス事業を利用している	サービスの停止、券の返却など		高齢障がい課 2階⑩窓口
障がい	心身障害者福祉手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障害者手当、難病者福祉手当を受給している	資格喪失届等		
	各種医療証（更生医療、育成医療、マル障、特定疾病難病、小児慢性、大気汚染、自立支援医療）を持っている	受給者証の返還届		
	障害者手帳を持っている	手帳の返還届		
子ども	児童手当支給対象児童又は受給者である	手当に関する届出		子ども若者政策課 3階⑩窓口
	児童扶養手当、児童育成手当、特別児童扶養手当の支給対象児童又は受給者である	手当に関する届出		
	マル乳・マル子・マル親医療証を持っている	資格喪失届・保護者変更届		
	保育所通所者（申込者）又は保護者である	記載事項変更届の提出		児童育成課 3階⑩窓口
	学童クラブ通所者又は保護者である	記載事項変更届の提出		
	市内小中学校在籍者の保護者である	就学援助の申請、学校給食費及び学校徴収金の口座振替登録変更		学校教育課 3階⑦窓口
税金	住民税を納めている	相続人代表届の提出		課税課 2階⑦窓口
	固定資産税を納めている	固定資産現所有者の申告		
	軽自動車を所有している	軽自動車税（種別割）の申告		
	原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車を所有している	廃車手続・名義変更		納税課 2階⑥窓口
	納めていない市税がある	今後の納付相談		
	口座振替で納税している	今後の納税に関する手続について		
蓄犬	犬を飼っている	飼い主の方の変更届		健康推進課 あいとびあ 元和泉2-35-1

※上記は主な手続を抜粋して掲載しています。

【お問合せ】  
 狛江市役所 電話 03-3430-1111（代表）